

ルールを守って!

- ◆**路上駐車** 除雪ができず、近隣に迷惑が掛かります
- ◆**道路への雪出し** 敷地内の雪を道路に出すと、車線が狭くなって危険です

協力をお願いします!

除雪車の通過後に住宅前に残った雪は各自で処理してください

除雪に関する情報

市ホームページで、市道の除雪路線を確認することができます

- 除雪路線図
- 除雪機械の無償貸出し (小型除雪機等)
- 除雪体制



無償で貸し出します

※いずれも要事前申請

小型除雪機・移動式小型融雪機

貸出対象 ボランティアで高齢者や障害のある方の住宅敷地内を除雪される方、自主的に道路を除雪する町内会
貸出期間 12/21(月)～3/19(金)
貸出回数 1シーズン2回まで
申請方法 雪対策課に電話で予約状況を確認の上、使用希望日の7日前までに、申請書に必要事項を記入して持参または郵送

ダンプトラック・タイヤショベル

いずれかを運転手付きで貸し出します
貸出対象 自主的に道路の除排雪をする町内会
貸出期間 12/21(月)～3/19(金)
貸出回数 1シーズン1回まで
申請先 該当地区の除雪センター

【詳細】雪対策課 36・0378

令和2年度 除排雪のお知らせ

地区内のパトロールや、除雪作業の出動を判断する他、地域からの除雪作業に関する要望や問い合わせなどの窓口となる除雪センターを市内9地区に設置しています

【詳細】土木事業所 36・2244



今年度の除排雪体制について

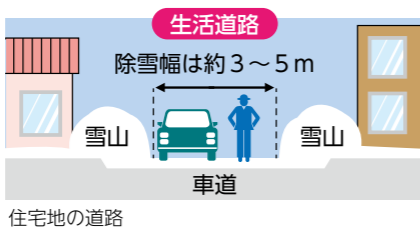
除排雪体制の維持を目的に、①中央・新旭川地区、②豊岡・東旭川地区、③東光地区の3つを試行的に統合し、一体的に管理・運営します。また、こうした体制による、大雪時の体制強化や除雪状況の改善などの効果・課題について検証します。

統合する3地区の除雪センターの運営体制について

センター機能の集約と充実を図るため、①は24時間、②③は8:00～17:00の時間帯に開設します。ただし、大雪などの天候の悪化が予想される場合は、夜間も人員を配置します。

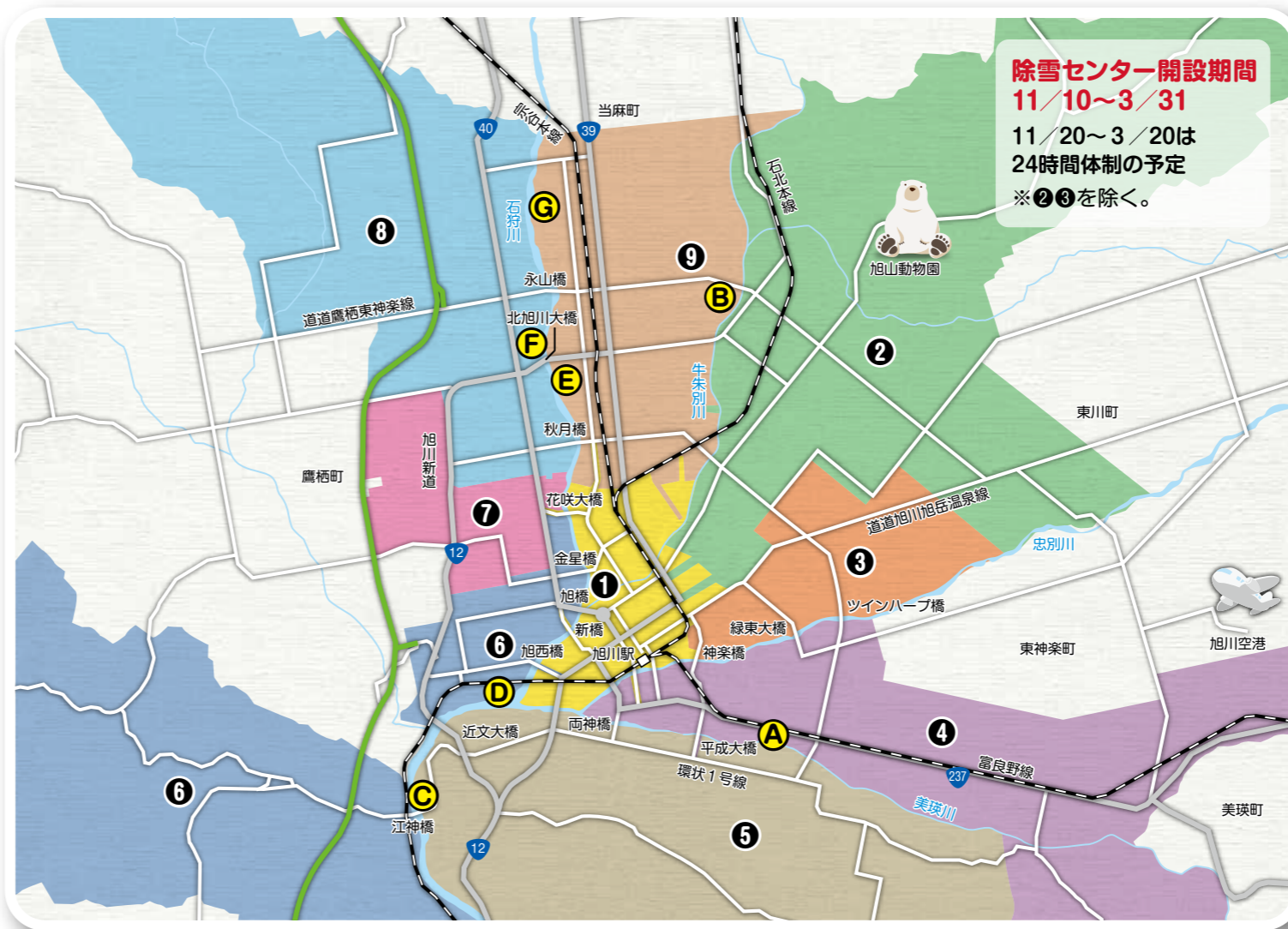
除雪出動基準

- 新たに降り積もると予想される雪が、幹線道路や歩道は10cm以上、生活道路は15cm以上で出動します
- 通勤・通学時間(朝7時)までには、除雪作業が終わるようにします
- ※夜12時頃に出勤判断するため、早朝の降雪には出動できない場合があります。



国道・道道・市道のお問い合わせ

- 国道：旭川開発建設部旭川道路事務所 61・0136
- 道道：旭川建設管理部 事業室 事業課 26・4461
- 市道：土木事業所 36・2244



①中央・新旭川地区

宮下通12 専用事務所内
☎21・6764 (24時間体制)

②豊岡・東旭川地区

豊岡7の8 愛宕富士住民会館内
☎37・6764 (8:00～17:00)

③東光地区

東光25の8 東光スポーツ公園野球場内
☎37・7764 (8:00～17:00)

④神楽・緑が丘・西神楽地区

神楽3の7クリスタルパーク管理事務所内
☎60・1764 (24時間体制)

⑤神居地区

忠和3の7 忠和地区会館内
☎69・5764 (24時間体制)

⑥北星・江丹別地区

花咲町1花咲スポーツ公園テニスコート管理棟内
☎46・7764 (24時間体制)

⑦春光・春光台・鷹の巣地区

春光台3の5 春光台地区センター内
☎46・8764 (24時間体制)

⑧末広・東鷹栖地区

末広1の12 末広8区会館内
☎58・4764 (24時間体制)

⑨永山地区

永山6の18 永山中央公園管理事務所内
☎49・7764 (24時間体制)

雪堆積場開設予定のご案内 きれいな川を守るため、雪堆積場にはごみ等が混入した雪を持ち込まないでください

雪堆積場の開設状況のお問い合わせ先 土木事業所 36・2244

